

公の施設改革推進方針

1. 趣旨

公の施設の中には、設置から相当な年月が経過し、社会情勢や経済環境等が大きく変化する中で、設置の意義が薄れたり、民間施設との競合等により利用率が低下しているもの、民間事業者の活力を利用した方が更なる効率化と利便性の向上が期待できるものなどが見受けられ、時代に即応した的確な見直しが求められています。

また、地方自治法の改正により、公の施設に管理運営に「指定管理者制度」が導入され、新たに民間事業者が管理運営主体として対象となったことから、その運営手法についても新たな対応が必要となっています。

このことから、公の施設については、単にコスト削減のみならず、住民と協働のまちづくりを推進する視点から施設の統廃合や他用途への転用、地縁団体等への移譲や利用方法の変更及び民営化、また、利用者ニーズに対応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識を持った経営管理の実施など、そのあり方を抜本的に見直すこととし、市民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスを最小の経費で提供できる施設に改革する必要があります。

このため、公の施設の中でも、広く市民が利用する施設を中心に、設置目的や運営主体の適否などを含めた施設のあり方や効率的な運営方策、利用率の向上策等の検討を定めた「公の施設改革推進方針」を策定し、公の施設を点検・評価するとともに、将来の方向性を定めるものとします。

2. 対象施設

公の施設のうち、広く市民が利用する施設

3. 見直しの視点

- (1) 施設の設置目的や機能が時代のニーズに合っているか。また、設置者として市が適当か。
- (2) 利用者が一部の地域に集中しているため、自治会等地縁団体の施設として、より地域に密着した管理等が行えないか。
- (3) 利用率の低下が著しくないか。
- (4) 施設の管理運営が効率的・弾力的に行われているか。（民間事業者の専門性、効率性、ノウハウ等の導入が適当ではないか。）
- (5) 施設利用に関し、ニーズの把握と住民へのPRが十分に行われているか。
- (6) 新規に設置要請がある施設への代替機能を果たすことが可能か。
- (7) 利用にかかる市民一人あたりのコスト比較により、使用料等の受益者負担額は適当か。（格安な公設施設になっていないか。）

4. 見直しの基本的な考え方

- (1) 設置当時は行政が設置・運営することが要請される施設であったが、現在では、その必要性が薄れた施設は、廃止、民間等への移譲、用途変更等を検討する。
- (2) 利用率が低い施設は廃止又は転用する。
- (3) 地縁団体等へ管理運営の委託がなされている施設等で、事実上、施設の広域性がない場合はその団体等への移管を進める。
- (4) 施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は利用方法の変更又は管理団体の見直しを指定管理者制度の導入に合わせ行う。
- (5) 民間等が管理運営を行った方が施設目的の達成が高まる施設は民営化の検討を行う。

5. 見直しの方向性の主な分類

(1) 廃止、休止

- ・施設の耐用年数の到来（5～10年先を見据える）
- ・改修コスト負担の発生（安全性の低下）
- ・ランニングコストの増大
- ・利用率の中長期的な低迷（類似施設の存在、立地など）
- ・時代の要請にあっていない

(2) 用途変更（機能一部廃止、民間等への移管含む）

- ・新たな施設のニーズに対応が可能
- ・施設の一部に稼働率が低い部分がある
- ・受益者が限定されている（団体等への移管）
- ・民間事業者との競合関係の存在（民間事業者への貸付、売却）

(3) 存続

- ・効率的、効果的な施設運営を図るための「指定管理者制度」の導入
- ・市直営
- ・NPO、ボランティア団体等の非営利団体への貸付
- ・民間事業者等への段階的移行
- ・利用率向上、市民サービス向上等への更なる取り組み
- ・受益者負担の徹底（減免措置等の見直し）

6. 見直しの手続き

- (1) 公の施設ごとの財務状況を明らかにし、住民一人あたりの負担額を積算するなど、費用対効果等を検証し公の施設の評価と今後の方向性を明らかにする。
- (2) 施設運営上の課題を拾い出し、解決策を検討し、目標設定や経営改善策を策定する。

7. その他

- (1) 対象とする施設のうち、先行して現在の委託先である外郭団体の見直しを進めている場合は、双方の調整を図りつつ検討を進めること。
- (2) 施設の休廃止を検討する場合には、休廃止後の施設の利活用の方策や利用者にとっての代替施設の有無等にも十分留意すること。
- (3) 施設の休廃止により、運営を専ら委ねられていた外郭団体職員の雇用問題については、適切な対応をする必要があること。